

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年五月十七日

指令川建セ第二九〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月十四日

川建セ第二九〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字金澤千三百七十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市伊豆の山町二十九番地九

長田 真悟 長田 翠